

第 1 2 期
東京都福祉のまちづくり推進協議会
第 4 回 専 門 部 会

令和 2 年 8 月 2 6 日

(午後3時00分 開会)

○大久保計画課長 それでは、定刻となりましたので、第12期東京都福祉のまちづくり推進協議会第4回専門部会を開催いたします。

私は、本日、事務局を担当いたします東京都福祉保健局生活福祉部計画課長の久保でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、委員の皆様のご参加状況をご報告します。

本日は13名の委員にご出席いただいております。

欠席委員は、大島委員、星加委員、庄司委員、稲垣委員、山崎委員、二井田委員、伊藤委員、上田委員、岩佐委員、織田委員でございます。

また、滝澤委員に代わり、一般社団法人日本民営鉄道協会、落合様にご出席いただいております。

続きまして、お手元の資料を確認します。

まず、本日の会議次第です。続いて、配付資料です。資料1-1、福祉のまちづくり推進協議会第3回専門部会の主な意見等。資料1-2、第12期東京都福祉のまちづくり推進協議会意見書(案)。資料1-3、第12期福祉のまちづくり推進協議会今後のスケジュール。

続いて、参考資料です。参考資料1、東京都福祉のまちづくり条例。参考資料2、東京都福祉のまちづくり推進協議会設置要綱。参考資料3、第12期東京都福祉のまちづくり推進協議会専門部会委員名簿。

併せて、次第には記載しておりませんが、第12期東京都福祉のまちづくり推進協議会意見書(案)への御意見票。第12期第4回福祉のまちづくり推進協議会日程調整表。

以上を配付しております。

また、資料以外に冊子を5点、机にお配りしております。こちらについては会議終了後、回収いたしますので、お帰りの際にはそのまま机の上に置いてくださるよう、お願いいたします。

また、委員の皆様には、福祉保健局広報誌「月間福祉保健」8月号を配付しております。

以上、足りないものがございましたら、事務局にお知らせください。

では、議事に先立ちまして、福祉保健局生活福祉部長、坂本よりご挨拶を申し上げます。

○坂本生活福祉部長 生活福祉部長の坂本でございます。

委員の皆様にはお忙しいところ、第12期福祉のまちづくり推進協議会の第4回専門部会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。まだまだコロナの状況が続いておりまして、若干減少傾向とはなっておりますけれども、まだ予断を許さないというような状況が続いているところでございます。

前回の7月の第3回専門部会でございますが、10月の意見書の提出に向けまして、

本格的な検討に着手するために骨子をお示したところでございます。それをたたき台にいたしまして、委員の皆様から様々な貴重なご意見を頂きまして、骨子を基に意見書の案を作成してございますので、この内容について、本日ご意見を頂ければと考えてございます。今回の内容も踏まえ、次回9月の第5回専門部会に向けて、よりブラッシュアップしていきたいと考えております。

次回の会議につきましては、前回お話がございましたウェブ開催も含めて調整してございますので、そういった手法も取り入れながら行っていきたいと思っておりますが、まだまだ都のウェブ環境が最先端ではないものですから、また皆様からご意見を頂きながら進めていきたいと考えております。引き続き、お力添えいただきますよう、よろしくお願いいたします。

今日は、これから2時間でございますが、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○大久保計画課長 議事に入ります前に、幾つか注意事項を申し上げます。

当会議は公開となっております、本日、傍聴の方が2名いらっしゃいます。

併せて、会議の議事録は東京都ホームページで公開します。

委員の皆様には、ご発言の際は冒頭にお名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

また、咳エチケットの徹底など、新型コロナ感染拡大防止へのご協力をお願いいたします。

それでは、これ以降の議事の進行につきましては、高橋部会長にお願いしたいと思います。高橋部会長、よろしくお願いいたします。

○高橋部会長 お暑うございます。まだまだ残暑が厳しい状況が続いているようです。よろしくお願いいたします。

それでは、時間になりましたので、早速お手元の会議次第に沿いまして、議事を運営させていただきます。

今日は、配付資料1-1、第3回専門部会の主な意見についてまとめたものがありますので、それをまず説明させていただきます。

そして、次に、ちょっと厚いですが、意見書(案)です。10月の末に提出する推進協議会の意見書(案)の骨子案がさらに詳しく出てきています。そして、今後のスケジュールということで、進めていきたいと思っております。

限られた時間ですけれども、どうぞ皆様、遠慮なくご発言をお願いしたいと思います。

それでは、早速ですけれども、最初の議事の(1)になりますが、資料1-1から説明をお願いしたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

○大久保計画課長 それでは、資料1-1、第3回専門部会の主な意見等をご説明いたします。前回7月に開催いたしました第3回専門部会において、委員の皆様から頂いた主なご意見をまとめております。

まず1、意見書全体についてです。

東京のまちづくりを公共的な面、大会に関係ない面まで広げることが私たちの仕事ではないか。

都が意見書を示した後、基礎自治体でどう進めていくかが大事。

次に2、福祉のまちづくりのこれまでの進展について。

福祉のまちづくりは、障害者社会参加等も含めて構築してきた。

最近では、障害者権利条約、社会モデルの考え方等、国際的な動きの影響が非常に大きくなっている。

3、バリアフリー化の推進に向けた課題と方向性について。

まず(1)公共交通機関や道路等におけるハード・ソフト一体的整備のあり方についてのご意見ですが、前回骨子をお示しした際、公共交通施設等におけるハード・ソフト一体的整備の在り方となってございました。ご意見の一番上にありますように、「道路の視点をきちんとタイトルに含めていただきたい」といったご意見を頂きましたので、今回から「公共交通機関や道路等」とタイトルを改めております。

続いてのご意見です。

神奈川県等で確認された車椅子対応トイレの夜間の施錠等、ハードができていても使えないというのは権利条約の精神に反している。

今まではハード整備中心に取り組んできたが、それに加え、利用者がきちんと利用できる環境にするという点も考えなくてはならない。

ハードが使えない問題は当事者参加によりある程度解決できるのではないか。

無人駅等において、どのように障害者等のコミュニケーションを担保するのかの議論が必要。

施設等を適切に利用できない問題を考えるに当たり、「公共」の在り方を考える必要がある。

都内にある各駅で、車椅子対応トイレの夜間の施錠状況がどうなっているのか、事務局で確認をしてほしいというご意見を、高橋部会長より頂きました。

そこで、東京都交通局管轄の駅及びJR東日本東京支社管轄の駅について、事務局にて状況を確認いたしましたので、ご報告します。

まず、東京都交通局管轄の駅については、無人化されている日暮里・舎人ライナーも含め、営業時間中に車椅子対応トイレを施錠している駅はないとのことです。

JR東日本管轄の駅については、東京都内の駅に関しては、営業時間中に車椅子対応トイレを施錠していた駅はないとのことです。7月上旬に施錠されていると報道があった神奈川県内や東北地方の駅も含め、7月13日までに全て解消されており、現在はJR東日本全駅で施錠による管理は行っていないとのことをご報告しました。

この件について、追加でご質問がありましたら、後ほど意見交換の時間にお問い合わせいたします。

続いて（２）生活に身近な建築物等におけるバリアフリー化の推進のあり方です。

整備基準の適合遵守義務がかからない建物を利用しやすくするために、ハード整備だけでなくソフト面の対応が必要。

（３）災害時・緊急時等に備えた安全安心のまちづくりの推進のあり方。

知事の記者会見での手話通訳等、これからのバリアフリーにつながるものがあった。これからも活用する必要がある。

手話通訳は命に関わるかどうかで判断するのではなく、生活の基本であるという点を考えるべき。

手話通訳者が病院で通訳を行う場合等、介助者の身分保障を考えていかなければならない。

障害特性や経済的問題等によりオンラインの使用が難しい方もいる。

精神障害の相談窓口となっている保健所が、コロナにより負担が増加している。

感染症と災害が重なった場合の対応を具体的に検討していくことが必要。

障害によっては介助者が支援する際に密にならざるを得ない場合がある。理解を得ながら支援する人をサポートしていく視点を意識する必要がある。

災害時・緊急時に聴覚障害者は情報が得られない。自治体の職員の意識啓発も非常に重要。

学校を避難所として使用することを想定し、車椅子用トイレを必要な場所に設置し、避難スペースからの経路を適切に整備する必要がある。

避難所までの経路のバリアフリーも必要。

コロナや災害は、障害者の社会参加や平等を崩してしまうという観点を持って備えなくてはならない。

各区市町村が新たな会議運営を考えると、都がアクセシビリティの確保の仕方、会議運営の仕方、セミナーの開催の仕方等の指針を示せるといい。

コロナ対策かバリアフリーかではなく、どちらも取り組む必要がある。

（４）ICTの活用等による情報バリアフリーの推進のあり方。

大会のアクセシビリティに関係する情報が様々なサイトで提供されているが、ポータルサイトなどによる整理が必要。

情報バリアフリーの内容を適切に分類して整理したほうがよい。

Mobility as a Service（モビリティ・アズ・ア・サービス）、Maasにおいて、交通のバリアフリー関連のデータをどうやって新しいシステムに載せていくのかという点はICTの活用の大きな課題になる。

（５）共生社会実現に向けた心のバリアフリーの推進のあり方。

差別をなくし、理解を進めるためには、自分の生活に結びつくことが鍵。

教育関係の部署とどのように連携して、心のバリアフリーを推進していくのか検討の余地がある。子供たちに対する教育プログラムも必要。

以上で資料1-1の説明を終わります。

○高橋部会長 ありがとうございます。

前回の専門部会で皆様方からたくさんのご発言を頂きました。その意見に基づきまして、それを整理したものです。これは、意見書(案)のほうに反映されておりますので、それについての確認も含めてということになるかと思えます。

やはり、意見書を作るに当たっては、皆様方の意見が前提になって、よりよい意見書になっていきますので、ぜひ遠慮なくこれからも発言していただきたいと思いますが、今の資料1-1について、何か追加の意見も含めてありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

皆様方からたくさん意見を頂きましたが、これをやっぱり追加してほしいということがありましたら、お願いしたいと思えます。もちろん後からでも構いません。

今の段階ではよろしいですか。意見書の案の説明に行って、また新たに気づいたことがいっぱい出てくるかもしれませんので、そのときにでもよろしくお願いしたいと思えます。

それでは次に、今日のメインの議題ですけれども、意見書(案)の検討ということで、意見書の案が出てきていますので、その説明を、まず事務局のほうから引き続いてお願いしたいと思えます。よろしくどうぞお願いします。

○大久保計画課長 それでは、資料1-2、意見書(案)について、ご説明します。

7月にお示した課題整理事項に、委員の皆様からのご意見や、これまでの議論、高橋部会長からのご助言等を反映して作成した意見書の案となります。

まず1ページ目、目次をご覧ください。

意見書の構成ですが、4章立てといたしました。第1章、都における福祉のまちづくりのこれまでの進展。第2章、国等の動向。第3章、東京2020大会を契機としたバリアフリー化の取組。第4章、バリアフリー化の推進に向けた課題と方向性です。なお、章立ての前に「はじめに」、章立ての後に「おわりに」を記載予定です。こちらは高橋部会長と調整の上、次回の専門部会でお示しいたします。また、末尾の参考資料及び審議過程等につきましても、次回の専門部会の際に添付してお示しする予定です。

では、中身に入ります。3ページ目をご覧ください。

第1章、都における福祉のまちづくりのこれまでの進展でございます。

1、都における福祉のまちづくりの経緯については、福祉のまちづくり推進計画に記載の内容を引用しております。

4ページ目の中ほどに、福祉のまちづくり推進計画に基づくまちづくりの推進、こちらにつきましても、福祉のまちづくり推進計画に記載の内容を引用しております。

5ページ目上段、3、分野別バリアフリー化等の進捗状況をご覧ください。福祉のまちづくり推進計画では、五つの視点に立って施策を進めております。ここではその五つの分野別に、バリアフリー化の進捗状況のデータを示しております。なお、現時点では

公表済みの平成30年度実績、もしくは29年度実績を記載しておりますが、令和元年度実績に更新して次回の専門部会でお示しいたします。こちらは進捗状況が10ページまでとなっております。

続いて11ページ目、第2章、国等の動向でございます。

ここでは国際情勢を踏まえた国の動向を記載しており、1の障害者権利条約の批准と国内法の整備と、下のほうの2、高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等の改正に項目分けしております。基本的には福祉のまちづくり推進計画に記載の内容を引用しておりますが、12ページ目、上から3番目の丸は、令和2年のバリアフリー法の改正について記載しており、今回の意見書で加えております。

続いて12ページ目、第3章、東京2020大会を契機としたバリアフリー化の取組でございます。ここでは大会を契機とした都のバリアフリー化の取組、及び国の動向を記載しております。1、東京2020大会に向けた都の主な取組では、都の取組を(1)から(4)までの4項目に分けて記載しております。

14ページ目、下のほうの2、東京2020大会に向けた国の動向は、14ページの(1)ユニバーサルデザイン2020行動計画の策定と、15ページ(2)東京2020アクセシビリティ・ガイドラインの策定に項目分けしております。内容については、それぞれ福祉のまちづくり推進計画の記載を引用しております。

続いて、15ページ目、下のほう、第4章、バリアフリー化の推進に向けた課題と方向性でございます。ここでは、都のバリアフリー化の推進に向けて、協議会において議論を重ねてきた内容を前回の専門部会でお示しした五つの項目に分類をしております。各項目について、現状を踏まえ、委員の皆様にご議論いただきました、さらなるバリアフリー化の推進に向けた課題と方向性を示しております。なお、本日の議論の参考とするため、各項目において、前回お示しした論点を四角書きの中に残しておりますが、意見書完成時には削除する予定です。

まずは16ページ目、1、公共交通機関や道路等におけるハード・ソフト一体的整備のあり方です。ここから先はご議論いただく内容ですので、丁寧に説明をさせていただきます。

まず論点です。全ての人が安全で快適に移動できるよう、公共交通機関や道路等のバリアフリー化をより一層進めるとともに、誰もが利用しやすいよう、人的介助などのソフト対策を推進していくことが必要ではないか。

現状。都は鉄道駅におけるエレベーターやホームドア等の整備、都道等における歩道の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置等のバリアフリー化を推進するとともに、建築物と道路等の継ぎ目を含めた面的・一体的なハード整備を推進している。

バス車両のノンステップ化が進んでいる。また、ユニバーサルデザインタクシー車両が普及しつつある。

課題と方向性です。公共交通事業者等の乗車拒否、無人化した駅の夜間の車椅子使用

者用トイレの施設等、施設等がバリアフリー基準に適合しながらも適切に利用できない事案が発生している。また、無人化した駅において、連絡手段がインターホンしかない場合に障害者が問合せできないなど、人的介助がないために発生し得る問題がある。施設等を適切に利用できない問題について考え、対応していくに当たっては、改めて不特定多数の人が利用する公共の交通機関であるという点を認識し、誰もが利用できるようソフト面も含めた対応を推進する必要がある。

バリアフリー法改正により、公共交通事業者等が他の事業者に対して移動等円滑化に関する協議を求めた際の応諾義務が創設されたが、交通結節点における乗り継ぎ等において、移動の連続性が不十分な場合があり、円滑な移動ができるよう事業者間の連携などの対策をより一層促進する必要がある。

ハード・ソフト一体的整備のあり方を考えるに当たっては、高齢者、障害者等の当事者と意見交換などを行いながら、利用者目線を踏まえた整備を実施していくことが望ましい。

17ページ、2、生活に身近な建築物等におけるバリアフリー化の推進のあり方です。

論点。バリアフリー化について、整備基準に基づく整備に加えて、より利用しやすい施設となるよう、施設利用者等の当事者の参加を得ながら継続的な改善等に取り組むことが必要ではないか。

現状。法令等に基づき対象施設等のバリアフリー化は着実に進んでおり、東京2020大会会場となる都立競技施設については、当事者等に直接意見を聞きながら施設整備を進めるなどの取組を実施している。

都は地域住民による建築物のバリアフリー化のための調査や、その意見を踏まえた改修等を行う区市町に対する支援を実施している。

誰もが安心して快適に公園を利用できるよう、園路の移動円滑化、誰でも使いやすいトイレや障害者等用駐車区画の整備などに取り組み、ユニバーサルデザインを基本とした公園造りが進んでいる。

課題と方向性です。既存の建築物等条例の整備基準の適合義務がかからない建築物のバリアフリー化が課題であり、ハード整備のより一層の推進と一人一人のニーズに即したソフト面の対応を強化する必要がある。

利用者の視点に立った整備を進めるため、高齢者や障害者等の当事者が参加して、施設や設備の使いやすさ等の調査を行い、その結果を設計や整備に反映する取組が有効であり、当事者参加の仕組みの構築と施設整備を一層推進する必要がある。

公園を誰もが安心して快適に利用できるよう、引き続き整備を進めるとともに、円滑に公園までたどり着けるよう分かりやすい案内表示を設置するなど、公園までの経路も含めて環境整備を進めていく必要がある。

続きまして、18ページ、3、災害時・緊急時に備えた安全・安心のまちづくりの推進のあり方です。

論点。避難所運営の支援や避難所のバリアフリー化について、新型コロナ感染への対策を想定した取組を進めるとともに、配慮が必要な方の感染症の感染拡大による生活への影響及び課題を把握し、必要な取組を推進することが必要ではないか。

現状。都は、これまで区市町村が行う避難所管理運営や、要配慮者対応に係る各指針を示すとともに、担当職員を対象とした研修の実施などにより安全対策を推進している。

ヘルプカードの作成等で区市町村を支援するなど、災害時及び緊急時に備えた取組を進めている。

課題と方向性。災害時における避難所として使用されることが多い学校等について、配慮が必要な障害者等が利用しやすいように整備を進めていく必要がある。例えば、車椅子利用者用トイレを各避難場所から円滑にアクセスできるよう適切に整備する必要がある。また、学校等への経路のバリアフリー化についても考慮する必要がある。

新型コロナ感染拡大を受け、災害時に3密を避ける場合等を想定した対応が課題となっている。例えば、避難所で避難者の区画が段ボールで仕切られており、障害者等が周囲から情報を得ることが難しい場合に適切な支援を受けるためには、行政等が、配慮が必要な人をあらかじめ把握し、特性に応じた対応をする必要がある。

日常生活においても、配慮が必要な方が、安全に・安心して日常生活を送るための取組と感染防止対策の両立が課題となっている。例えば、要支援者を介助する際に密にならざるを得ない場合がある。また、対面での相談支援について、感染防止に配慮した実施方法とする必要が生じている。介助や相談支援が適切に行われるよう、支援者のサポートも含め支援のあり方について検討する必要がある。

知事の記者会見で手話通訳が注目され、その必要性が改めて認識されるとともに、表情や口の形が重要であることが広く一般に知られるなど、バリアフリーの推進につながる動きがあった。こうした取組や考え方を定着させ、今後も積極的に広めていく必要がある。

4、ICTの活用等による情報バリアフリーの推進のあり方。

論点。ICTの活用等により施設管理者等が様々な手段で情報提供を行える環境を整備しつつ、ハード・ソフト両面において、当事者の視点に立った情報バリアフリーを推進していくことが必要ではないか。

現状。都は、外出時に必要な情報を容易に入手できるよう、バリアフリー情報を集約したポータルサイトの運営等に取り組む区市町村への支援、オープンデータの推進等を実施することにより、情報バリアフリーを推進している。

国は、Ma a Sなどの新たなモビリティサービスの活用により、都市・地方が抱える交通サービスの諸課題を解決することを目指し懇談会を開催している。また、都においても、Ma a Sの実証実験を行うなど取組を始めている。

課題と方向性。オープンデータ化したバリアフリー情報の民間事業者における利活用の促進など、ICT技術を活用した情報バリアフリーをさらに推進する必要がある。

今後のMaaSの普及、活用の状況を見据え、バリアフリー情報の提供方策を検討していく必要がある。

バリアフリー法の適合基準の遵守義務がある施設等については、情報提供が努力義務となったことから、施設管理者等の自主的な情報発信を促進する必要がある。情報発信に当たっては、ハード面に限らずソフト面を含めた幅広い内容の充実や、情報内容を当事者参加で検討する取組等を推進する必要がある。

東京2020大会のアクセシビリティに係る情報が様々なサイトで提供されているが、ポータルサイト等に集約するなど、閲覧しやすい環境を整備する必要がある。

オンライン化の普及により、対面での交流や集合形式での会議等への参加が難しかった障害者の社会参加が進みつつある。一方、障害特性や経済的問題等によりオンラインの使用が難しい人もいるため、状況に応じた対応が必要である。

5、共生社会実現に向けた心のバリアフリーの推進のあり方。

論点。共生社会の理念を踏まえ、障害の社会モデルを理解し、意識に反映させ、具体的な行動を変えることができるよう、区市町村や事業者とも連携して心のバリアフリーの取組を効果的に推進することが必要ではないか。

現状。都は、心のバリアフリーに向けた様々な普及啓発に取り組むとともに、ユニバーサルデザインに関する学習など、人々の多様性の理解を図る取組や社会参加を促す取組を推進している。

障害者差別解消法の施行を契機に、都は、ハンドブックの作成等により普及啓発に努めるとともに、差別解消の取組を一層進め、共生社会を実現するため、東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例を制定し、平成30年10月に施行した。

課題と方向性。一般トイレや駐車区画を利用できる人が、だれでもトイレや障害者等用駐車区画などのバリアフリー化された施設を長時間利用すること等により、真にその施設・設備を必要とする障害者等が使いづらい状況が発生している。実態を把握し、適正利用に向けて、引き続き普及啓発を進める必要がある。

誰もが子供の頃から心のバリアフリーを意識することができるよう、区市町村や教育部門とも連携して効果的に推進する必要がある。

障害者等の抱える問題は社会全体の問題であり、共生社会や障害の社会モデルの考え方をさらに浸透させることが重要である。

事務局から資料の説明は以上になります。

○高橋部会長　ご説明ありがとうございました。

それでは、資料1-2の意見書（案）について、これから議論をしたいというふうに思います。今後、もう一回きちっと意見交換をする場があると思いますので、今の角度から、ご発言をいただければと思います。

たくさんありますけども、最初に、1ページ目の第1章から第3章は、これまでの経緯について、国、それから都の取組等について整理したものです。先ほどご説明があり

ましたけれども、分野別バリアフリー化の進捗状況ですね。5ページです。現在の到達点がどのくらいになっているのかということについては、今のところ平成30年度末ということですので、先ほど大久保さんのほうから説明がありましたけれども、令和元年度のデータについては次回辺りでお示しいただけるということですので、期待しておきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最初に、第1章から第3章までは状況説明で、さらにこの後詳しくデータ整理だとか、そういうものが入ってくる可能性はありますけれども、ぎりぎりで皆さんのお手元に回っているかと思しますので、まだご覧になってない部分もあるかと思しますが、ざっと見た感じでお気づきの点だとか、ここは直してほしいとかがありましたら、15ページ辺りまででご意見をまず頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。菊地委員、よろしくお願いいたします。

○菊地委員 東京都精神障害者団体連合会の菊地と申します。

基本的理念のところに関する意見が私は多いんですけども、今の1章から第3章の間で言えば、主にこの第2章の国等の動向に関して、私の意見を言わせてもらいます。

障害者権利条約が批准されて国内法が整備されているわけですけども、もちろん、ここにいろいろと書いてあることが個別に良い、悪いということはないんですけど、今のコロナの中で差別の実態が、まだ新たに報告されているという現実があるわけです。医療従事者の方の子供なんかを保育園に入れるのを拒絶したり、あるいは感染した人に関して差別したりとかということが発生しているというのは実際ニュースでも出てきているわけです。そういうことを踏まえると、世の中の考え方に関する哲学的な配慮というか、そういうものの視点が、ちょっとまだダイレクトではないと思うんです。

というのは、私たち精神障害者の立場から申し上げますと、精神障害者の作業所とかデイケアの運営の中で、基本的な理念、考え方が、健常者の発想に基づいて、働かざる者食うべからずということが基本になっていて、全ての作業所とかデイケアの運営が、就労支援というところは今すごく集約化されているという現状があるわけです。世の中の動きとして、確かに食べていくことが基本ですから、しょうがないという考え方もあるんですが、そもそも精神障害者の施設、作業所等が出てきた背景は、家族の方々が、作業所の中で居場所を作りたいというのが基本だったわけです。それで長らく運営されてきたにもかかわらず、働かざる者食うべからずだという、そういう考え方が、これは健常者の発想といたら申し訳ないんですが、そういうものに基づいているというのがあるわけです。ですので、そういう健常者寄りの発想を克服するという観点というのが何かこう、欠落しているように思われるんです。

というのは、これもまたダイレクトなことで申し訳ないんですが、津久井やまゆり園の事件というのが出てきたわけですけども、19人を殺傷した犯人は殺人鬼だったというわけではないんです。あの人は働かざる者食うべからずということを拡大解釈して、働かない人は生きていちゃいけないんだという考え方をただ実行に移しただけなんです。

ですから、あの人が19人を殺した殺人鬼だというような考えになっているわけですが、本当はそうじゃなくて、あの人は、普通の、誰でもが考えている、働かざる者食うべからずという、それは全くの常識です。それを普通に拡大解釈しただけのことなんです。それが、また事件がどんどん風化していくと、そういった、世の中にある基本的な考え方である、その健全者の発想である、働かざる者食うべからずだということに関する、そういう効率化万能主義というものに基づいていたのでは、いつまでたっても障害者の、特に、知的障害者とか施設に暮らす障害者の権利がいつまでたっても反映されないんじゃないかということ、この国の権利条約のことに関して見てみますと、どこにもそういう記述がないわけです。そういった、思想的なことですけども、働かざる者食うべからずがどうしたこうしたなんていう、そういった記述はどこにもないわけです。これだと、また同じ事件が出てきてしまうのではないかということが危惧されて仕方がないわけです。

ですので、そういう内容を書くのはなかなか難しいとは思いますがけれども、やっぱり精神障害者の状況を見てみると、あまりにも就労支援一遍等になり過ぎているところ、もっと基本的に障害者の居場所を作るといったような考え方に基づく方向へ転換していく必要があるのではないかと、私は、非常に危惧しておるわけです。

一応この辺で終わりにします。失礼します。

○高橋部会長 ありがとうございます。

今、菊地委員がご発言された、コロナ禍においてさらに差別が拡大しているのではないかと、そういうことも含めて、この権利条約の記述、ここは制度的なところを淡々と述べている形になりますけれども、今の経済効率への社会の有り様、あるいは考え方について、もう少し書き込んでほしいということです。可能性があるとする、第4章の課題と方向性のところになるかと思いますが、少し検討させていただけますでしょうか。

ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。第3章までで、まずお願いをしたいと思えます。市橋委員、お願いいたします。

○市橋委員 障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡会会長の市橋です。

僕は、この意見書（案）を読んでいて、なぜ今この時期に提言を出すのかというのが非常に曖昧になっているんじゃないかと思うんです。元々、オリンピック・パラリンピックが終わった頃に提言を出していくという計画だったのが大きく狂っちゃったわけですね。状況によって変わってしまったところはあるけれど、今、あえて提言を出すのはどういう意義があるかというのを、もうちょっと深めないといけないんじゃないかと思うんです。提言を出す10月から11月頃も、あまり状況は変わってないんじゃないかと思うのですが、こういうことが一つあります。

二つ目、僕がぜひ書いてほしいのは、そういう曖昧な状況があったんだけど、オリンピック・パラリンピックを開くに当たって、IPC、国際パラリンピック委員会から提

言された競技場や、その周辺の作り方についての提言を受けて、競技場作りとか、その周辺の整備はかなり充実したと思うし、それは国立競技場ができただけでなく、僕らの考え方の中でも、かなり充実した面を入れてくれたんじゃないかと。これは川内委員のほうがよくお分かりかと思うのですが、それについては東京都や組織委員会と本当に一体になって進めてきたと。僕は前回も言ったと思うけど、ちょっと抽象的には書いてあるけれど、それを都のまちづくりに生かしていこうという提言が、この意見書の大きな柱だと思うんです。

そういう意味では、IPCの提言があったことを、僕は前回書いてくれと言ったつもりだったんだけど、ちょっと載っていないくて、そういう大きな変化があったんだよということ、これはコロナがあり、そしてオリンピック・パラリンピックが延期になった現実があっても、実に大きな変化だったということ、僕は強調してもらいたいなと。そして、それは生きていくんじゃないかなと思うんです。

なぜかと言ったら、僕が、講演などで言っているのは、例えば、競技場の中でいろいろな部分で車椅子席を作っていこうということ、これをIPCが提起していますけど、これはオリンピック競技場だけじゃなくて、これから例えば公会堂などにも活かしていく、そういうことが必要じゃないかと。今僕らがまちづくりの運動を進めていくことによって、多くの公会堂とか、そういうところには、車椅子席は設けられたとしても、ある一定のところにはしか設けられていないことが多いと。だが、IPCの提起でいえば、いろんな競技場に、いろんなところに作るということと同じように、公会堂とか劇場にも、いろんなところに車椅子席を設けて、一番前で観たい人もいれば、一番後ろで観たい人もいるということも含めて、そういう考え方の違いを持ち込んだということは、オリンピック・パラリンピックが開かれるかどうかだけの問題ではなく、大きく考え方を変えていく契機になったんだよということは、やっぱりどこかに載せていただきたいなと。

あまり言及し過ぎてもよくないかなとは思いますが、そういう契機が持ち込まれたということは、書く必要があるんじゃないかと思います。まともらなくてごめんなさい。

○高橋部会長 ありがとうございます。本来ですと、この意見書も2020大会後の若干の検証を踏まえた意見書にするはずだったんだけど、それがなくなったと。ただし、しっかりと意見書の意味を出す必要があるのではないかと。なぜならば、ワークショップも含めて、競技場建設の中で関わってきた、それからその基になったIPCガイド等、具体的には東京のアクセシビリティ・ガイドラインに変換されて、それを基にした様々な行動が行われてきたわけですが、新しい価値観をそこに導入してくれたわけですから、もう少し遠慮しないで書いたほうがいいでしょうと、そういうことですね。

ありがとうございます。事務局のほうで、もし部長のほうで何かあればご発言いただきたいと思いますが。今、この中にも書いてあるけれども、もうちょっと書き込んでもいいんじゃないかと。特に、この2020大会で変わろうとしている、あるいは

変わってきた点についてを少し書き込んでほしいという、そういうご発言だったと思います。

○坂本生活福祉部長 ありがとうございます。

パラリンピックの開会日が、たしか当初の予定だと、昨日だったと思うんですけども、正直私どもとしても非常に悔しい状況でございまして、見えないウイルスにはなかなか勝てないという現状もあって、非常に私どもももどかしい状況であります。我々の仲間も、組織委員会で、これまで何年もかけて準備をしてきた経過もあって、本当に直前でこんな状況になっているところでございます。この間、皆様も含めて、都民一体となって進めてきた整備の事業、これについては、できれば書き込める範囲内で、今のお話を受けながら書き込んでいきたいなとは思っておりますが、全体のバランスの問題もありますので、章構成も含めて、改めて会長ともご相談させていただきながらやらせていただければと思います。

○高橋部会長 ありがとうございます。全体の構成では3章ということで、2020大会を契機したという書き方もされていますので、そこについて少し強化をしたり、あるいは、今日の時点ではIPC云々というのは書かれていませんけど、権利条約をベースにしたIPCガイドの理念ですとか思想ですとか、東京アクセシビリティガイドに引き継がれているんですよというようなことも含めて書き込んでいくように、事務局とも相談させていただきたいと思います。ありがとうございます。

川内委員、お願いします。

○川内委員 東洋大学の川内です。

今の関連になると思いますけれども、12ページに第3章として、東京2020大会を契機としたバリアフリー化の取組というのがあります。そして、その1として、都の主な取組というのがあります。それから、その2として、14ページに国の動向というのがあります。それで、都の取組というのが、12ページに当事者参画の取組、それから2番目、13ページに施設整備のことがあります。これはこれで2020までに頑張ろうということやってきたんですけども、その次から、14ページの3番、情報バリアフリーの推進に向けた取組とか、4番の心のバリアフリーの推進に向けた取組というのは、これは2020と関係ないと言ったらおかしいけれど、これから先もずっと続くものですよ。2020まで頑張って、それで何とかやりましたというようなものは性質が違うと思います。

ですから、12ページの(1)の東京2020大会に向けた都の主な取組という枠の中に入れてしまうと、2020が終わっちゃうとこれは終わるんだよという印象がすごくあるんです。ですから、これは、2020を契機にしたのはたしかかもしれませんが、もうちょっと違うくくりとか、今後続く取組とかというようにところで入れられたほうが、読んでいるほうとしては混乱がないのかなという気がします。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。(1)と(2)、そして(3)(4)ということで、継続し得るものということですが、もちろん(1)(2)で整備の在り方に取組んだ、そのレガシーもきちっと残していかなければいけないわけですが、この辺について、少しまた事務局のほうでも相談させていただきたいと思います。まだ内容的には、4の心のバリアフリーの推進については、普及啓発冊子が作成されたという記述だけですので、現状をもう少し詳しく書きながら、全体のトーンがうまくかなうようにさせていただきたいと思います。事務局、よろしいでしょうか。

○坂本生活福祉部長 ありがとうございます。先ほど市橋委員のほうから頂いたことも含めて、再整理が必要かなと思っております。確かに、おっしゃるとおりで、情報バリアフリーや心のバリアフリーは、今後を着実に進めていかなければいけないというのはございますので、改めて、整理した上でお示しさせていただければと思っております。

○高橋部会長 ありがとうございます。

いずれにしても、ここで書かれている部分は、この後議論します課題と方向性にも密接に関連していきますので、そちらにも改めてしっかり書き込む必要があるかと思えます。

ほかにご発言いただけますでしょうか。越智委員、お願いいたします。

○越智委員 都聴連の越智です。

まず14ページ、オリパラのレガシーの部分です。情報バリアフリーの取組としては、そこには載っていないんですけども、福祉保健局で手話のできる都民育成事業をされたと思います。このきっかけが、2013年のスポーツ祭東京でした。その年にオリパラが決定したということもあったので、その経験に基づいて手話の普及が必要だということで、事業が始まったという経緯があります。主に手話通訳を増やすという取組でしたが、もう一つの目的が、国際手話やアメリカ、フランスの手話などの勉強をすること、三つ目が、理解促進ということで、特に若い人たちにターゲットを絞り、学生中心のイベントの「みみカレッジ」をやってまいりました。それを通して、手話に対しての理解も進み、後段にも書いてありますけれども、手話の場合には表情や口の形が大切であるということ、私たちが言う前に一般の都民が言ってくれるような気づきになったということもあります。そういう取組があったことも書いていただいたほうがいいのではないかと思います。

また、国のほうでも、いろいろ面白い取組があります。総務省の「競技会場におけるICT利活用促進事業」という補助事業がありまして、私も調査に協力したんですけども、例えば、競技場で災害や火災が発生した際に災害情報が入ってくるアプリの開発が幾つかありました。一つだけではありません。二、三回、調査に協力いたしました。実際、オリパラにどう使われるか非常に楽しみにしておりましたが、延期されてしまいましたね。

何か起きた際にすぐにアプリで発信され、避難のコース、どう逃げたらいいのかとい

うことも出てくる。非常に、視覚的に見て分かるようになっていて、そういうアプリが開発されました。そういう取組があり、これから活用できるということも書き込んだらいかがでしょうか。

以上です。

- 高橋部会長 ありがとうございます。2013年のスポーツ祭東京を契機にした様々な取組、ちょうど手話言語条例が全国に波及してきた時代と重なっているかと思えますけれども、少し具体的に書き込んでいただければ、社会参加に向けた様々な事業、推進事業、国の事業も含めて書き込んでいただきたいという、そういうご発言でした。これについても検討させていただきたいと思えます。

それから、ちょっと私も見落とししていましたけど、先ほど市橋さんからお話が出たIPCについては、15ページに、Tokyoアクセシビリティ・ガイドラインの策定の部分で少し書かれておりました。失礼いたしました。これについては、また再度確認をしながら調整させていただきたいと思えます。

ほかにご発言はいかがでしょうか。3章まででよろしいですか。市橋さん。

- 市橋委員 10ページに盲導犬のことが書いてありますね。僕が最近地元の自立支援協議会に聞いた話なんですけれども、聴導犬を連れてお店に入ろうとしたら、断られたという事実の報告があったんです。テレビなどで盲導犬のことは割合にPRされているけれど、聴導犬や介助犬のPRは、ほとんど進んでなくて、確かに、聴導犬のほうが体も小さいし、そのときも、ほえたみたいなんですけど。やっぱりもっと大きく盲導犬、介助犬、聴導犬のことも広めていかないと感じたんです。オリンピック・パラリンピックの会場に盲導犬、聴導犬、介助犬のトイレを作っていこうじゃないかという話も進めました。さっきの越智さんの問題も含めて、意見書に直接書き込むかどうかは難しい問題かもしれないけれど、たとえ、オリンピック・パラリンピックが中止になっても、そういう先進事例を重ねていこうとした事例もどこかに書き込めばいいかなと、越智さんの発言を聞きながら思いました。

- 高橋部会長 ありがとうございます。この10ページの数字は、個々に利用されている方の人数になっているところですけども、実際に利用されている方の環境の整備だとか、そういうことも、少し触れられたらどうだろうかということかと思えます。実際には、盲導犬も含めて、この数字もそうですけども、全国的に年々減少しているということを知っておりますので、それは環境の問題なのか、あるいは、育成の問題なのか、そういうことを踏まえながら、実際に利用されている方が困らないような状況を構築していかなければいけませんので、データのまとめ方や、どのくらいコメントを書けるかどうか、あるいは、コラム的に入れられるかどうかということも含めて、また事務局と相談させていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、ちょっと3章まで、少しやり過ぎましたけれども、この後がとても大事になりますので、今の意見交換を踏まえた4章の課題と方向性についてご意見を頂きたいと思

います。まだまだたたき台の段階でありますけれども、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、15ページ以降で、どのページでも結構ですので、ページを指示していただきまして、ご意見、ご提案、あるいは追加といったようなことも含めてお願ひしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○川内委員 東洋大の川内です、16ページ、現状のところの二つ目の丸で、バスのノンステップ化、それからユニバーサルデザインタクシー車両の普及というのは、これはこれで現実にそうだと思うんですけども、相変わらずバスについては、正着しない、あるいは二ーリングしないということで、利用のときに非常に不便な問題がずっと解決しない。それから、ユニバーサルデザインタクシーについても、いろいろな啓発が進んで少しよくなつてはいますけれども、相変わらず、運転手さんがスロープの組み立て方が分からないというようなことが起こっているわけですね。そういう、きちんと使うことがまだできていないということは、やっぱり書いていただきたいと思ひます。

それに関連して、17ページですけれども、一番上の論点のところ、2行目、より利用しやすい施設となるようにということが書いてあります。それで、前回の会議でも私が、権利条約のポイントというのは、ハードの整備をどのレベルにしろということではなくて、どんなハードの整備であっても合理的配慮などを組み合わせて、きちんと使えるようにするということなんだということをお話ししました。それで、ここに利用しやすい施設となるようにと書いてあるのかなと思うんですけども、例えば、今までもバリアフリー法とか都の条例が改正になった、あるいはガイドラインを見直したというときに、いろいろな改善をやってきました。これは全て、より利用しやすい施設となるようにやってきたわけです。つまり、ハードの整備をよくしていくというのも、より利用しやすい施設だし、それからもう一つ、合理的配慮を含めた、具体的にその場で使えるような臨機応変な対応をやっていくのも、より利用しやすい施設だと思うんですね。

ですから、これはいづれなくなるらしいですけども、この書き方だけでは、今までやってきたハードの改変と何ら変わりが無いというふうに読み取ってしまうんですね。

ですから、そのことについては、きちんと文書の中に書いていただきたいですね。例えば、真ん中よりちょっと下に課題と方向性というのがあって、一人一人のニーズに即したソフト面の対応というようなことが書いてあります。ここにやっぱり合理的配慮という言葉も加えて、ハードの整備と相まって、その場でのニーズに応じた過重な負担のない限りのサポートというようなことをきちんと書いていただきたいと思ひます。

それから、もう一つ、東京都の大きな取組として、都府のオリパラの施設のアクセシビリティを改善するためのアクセシビリティ・ワークショップをやりました。ここで、私たちは各施設に対してかなり丁寧に議論をやってきて、その記録が残っているはずなんです。その成果を、都のガイドラインも含めて、提言中に取り込んでいく必要があるのではないか。ですから、東京都としては、アクセシビリティ・ワークショップの成

果を最大限これから活用していくんだということは、やっぱり書いていただきたいなと思います。以上です。

- 高橋部会長 ありがとうございます。いずれも関係しますけれども、最初の1点目が、特に、16ページに関わる場所ですけれども、公共交通機関や道路等におけるハード・ソフト、これは建築物も含めてということになるかと思いますが、ハードの整備だけでももちろん目標としては利用しやすいように掲げていますけれども、権利条約に基づく、あるいは先ほどのアクセシビリティ・ガイドラインに基づくような合理的配慮が一体になって運用されていくことで、実際、現実化するんだということをしっかりと書いてほしいということです。

また、過重負担の問題についてどこまで書けるかということについては、次の意見書の修正までに、川内委員とも少し相談をさせていただきながら書き込んでいただきたいと思います。

それから、アクセシビリティ・ワークショップですね。ここは建築物等について、当事者参加の仕組みの構築と施設整備という書き方になっていますけれども、17ページの下から二つ目の丸のところですが、この利用者の視点に立った整備を進めるための方策、これは実際に行ってきたので、そういう行ってきたことを次にどうやって継承していくかという点をもう少し明確に書いてほしいということです。

これについても、方向性としてはそのとおりでと思いますので、少し書きぶりについても強弱をつけながら、弱をつけると怒られちゃうかもしれませんが、強化をしながらやっていきたいと思います。よろしく願いいたします。

ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

- 永田委員 手をつなぐ育成会の永田でございます。18ページの3の災害時・緊急時の部分で、真ん中当たりの課題と方向性の部分です。実は、前回も気になって意見を申し上げようか、ちょっと迷ったんですが、災害時における避難所として使用されることが多い学校等について、整備を進めていく必要があるというふうに記載されているわけですが、やはりこれは、どう考えても順番が逆ではないかと思うんですね。

と申しますのは、学校とか公共施設が避難所として必要でバリアフリーを進めるのではなくて、やはり学校であるからこそバリアフリーでなければならないという、そちらが先なのではないかと思うんです。本来、どのような子供でも通える場所、インクルーシブな教育を進めていくということで、避難所であるにかかわらず、整備が必要だと思います。児童・生徒もそうですし、そこで働く先生や保護者も使う、そういう学校や公共の場の整備で、この記述は違和感を覚えました。論点5の、子供の頃からの心のバリアフリーということにもつながるかと思います。ちょっとここのご検討をいただけたらと思いました。

それから、最後の丸の日常生活においてという部分で、このとおりで結構なんですけれども、支援者のサポートが必要という辺りで、それをすればよいというだけではなく

て、そういうことを、周囲の人たちにも理解していただけるための努力が必要ということにもちょっと触れていただけたらと思いました。

以上です。

- 高橋部会長 まず学校のバリアフリー化があって、その上で災害時に起きたときにも対応できる整備というふうに、順序についてもう一度検討し直してほしいということです。ここでは災害時・緊急時等に備えたという書き方になっていますので、災害の部分が先に出てきておりますけれども、今後は公共施設全体として、学校もバリアフリー法の改正で、特別特定建築物ということで義務化の対象の一つに加わってまいりますので、そういう点では、どこまで前面に出るかということがあるかと思えますけど、それを前提とした取組であることは間違いありませんので、これは誤解のないようお願いしたいと思えます。

それから、新型コロナにも関わりますが、密にならざるを得ない場合の支援者のサポートということですが、永田さんのお話しになっていたことが踏まえられるように、少し工夫をさせていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。菊地さん、お願いします。

- 菊地委員 東京都精神障害者団体連合会の菊地と申します。先ほど指摘があった、利用者の視点に立った整備を進めるためには、整備基準に基づく整備に加えて、高齢者、障害者等の当事者が参加して、施設や整備の使いやすさ等の調査を行い、その結果を設計や整備に反映する取組が有効であり、そうした当事者参加のための仕組みの構築と施設整備を一層推進する必要があるという点について、精神障害者の立場からの意見を述べさせていただきます。

実は、精神障害者の団体が、世界的に、欧米等ではどのような形を取っているかということ、クラブハウスという形式を取っているんですね。

日本もその形式をまねようじゃないかということで、例外的に取り入れられてはいますが、全然進んでいないんです。何で進んでいないのかということ、クラブハウスの理念として、当事者、参加者、利用者といってもいいんですけど、それと職員は、平等な立場で運営に参加するという基本理念があるんですね。これが日本ではなかなか実現できていない。というのは、職員が上で利用者は下だという、あるいは、職員が運営をしていくんだけど、利用者はその運営には参加できないみたいなところが実際ありまして、残念ながら精神障害者の世界では、そういった施設、作業所とか、デイケアとかで、当事者としての精神障害者が運営に参加しているという実績がほとんどないんですね。

ですので、利用者の視点に立った整備を進めるためには、欧米のようにクラブハウスを運営していくのが、職員と利用者が対等であるという権利の保障みたいな、人権の尊重みたいな、その点が日本には不足しているんじゃないかという点を非常に感じますので、そういうことに関する記述を踏まえていただけないかなというのが基本的な考え方

です。

以上です。

- 高橋部会長 ありがとうございます。今、17ページを例に出していただきましたけれども、様々な形で利用者、当事者が参加していくときの関係性みたいなことですね。運営面や、あるいはワークショップをやるときの対等性みたいなことについても入れていただきたいということです。

それでは、大部さん。

- 大部委員 日本女子大の大部です。3点、意見を述べます。

1点目については、ちょっと先ほどのときに手を挙げようか若干迷った部分もあるんですけど、目次をご覧くださいと、第1章の3が、分野別のバリアフリー化の進捗状況ということで、五つのカテゴリーで話が進んでいます。それがそのまま、第4章の1から5までに対応しているんじゃないかなと思うんですね。先ほど川内委員から、やっていることが変わらないというような発言もあったんですが、実際並べて比較ができるような心持ちで読んでいけば違いがあるかもしれないわけで、情報が対応するような見出しや目次をつけるだけでも、これを手に取った読み手にとっては読みやすく、理解してもらいやすい意見書になるのかなというふうに思いました。意見書の構造の話ですね、一つ目は。

それと若干食い違うような意見が二つ目なんですけれど、分野別の路線というものが、今、配付していただいている過去の意見具申でも五つの柱となっていて、要は、ずっとあまり変わってきていないんですね。順番が若干前後しているぐらいのところは見受けたんですが、ここにちょっと違和感があって、前回の会議のときにも少し言ったんですが、コロナの扱いをどう入れていくのか、一部のところに入れ込めばそれでいいのかという話も少しさせていただきましたし、以前の会議から、今回も意見が幾つか出ていますが、例えば、今までにないような発言ですとか、この五つの路線になかなか当てはめづらい意見というものが落ちやすい傾向にあるのかなというふうに思っています。これについては、無理に五つのどこかに当てはめようと思うとまとまらないと思うので、第5章みたいなものを1個つけてしまうといいと思うんですね。

いつもこういった意見書を作るときって、時代は刻々と変わっていきますから、今までにないような社会状況ですとか課題というものは当然出てくる。それに対して、一々どこに当てはまると考えていくと、なかなか新しいものを取り入れていけなくなってしまうと私は思っています。なので、「はじめに」や「おわりに」で入れ込んでいただくのもあるのかもしれないんですけど、ちょっと私は分からないので、新たに何でも入れていい、という少し雑な意見になってしまうんですが、今後、取り組まなきゃいけないような課題という、五つに当てはまらないようなものを書き込めるような章を一つ入れると、新たな意見も言いやすいし、今までにない意見も取り入れやすいんじゃないかなと思いました。これが2点目です。

3点目が、前回の意見具申を並べてみていったときに、多言語化に関わる話が、今回全く抜け落ちていないかなと思ひまして、報告書ですと、災害のリーフレットの多言語化の話は出ているんですけど、第4章の課題と方向性の中では、多言語化の成果や課題というようところが全くなくなっていて、特に、東京2020大会を契機としたとついでに以上、やはり外国人の方々が多くお越しになる機会ではありますから、バリアフリーに関する情報サイトの多言語化がどのようにになっているかというようところの視点が必要なかなと思ひました。

以上です。

- 高橋部会長 ありがとうございます。1点は構成についてのご指摘でした。読み手が分かりやすいように、現状と、課題と方向性を、合わせたほうがいいのではないかということですね。確かに、おっしゃるとおりかと思ひます。

それから、二つ目は、第4章に該当するところだと思ひますけども、これまでのカテゴリからはどうしても外れてしまう事項を、無理やりほかのところにくっつけているよりは、別途新たな章立てですとか、項目出し、そういうことで吸収していく必要があるのではないかということです。

それから、3点目については、多言語化について、2020で実現している部分も多いので、そこも書き込んだらどうだろうかということです。

二つ目の、その他にくくったほうがいい事項は、大部さんのほうで何かご指摘がありましたら、さらにサジェスションを頂きたいと思ひますけども、こういうくくりはどうだろうかということが、もし今日の段階でありましたら、いかがでしょうか。

- 大部委員 ありがとうございます。前回も少し言ったんですけども、まずは新型コロナウイルスの影響というのは、本当に今までになかったことなので、災害の部分に書かれているんですけど、何も災害のこととだけ関わるわけではなく、災害と言いつつながらも、最後は日常生活においてもという丸がついてしまっていて、この辺りにちょっと苦勞をかいま見るんですけども、例えば、こういったところも別立てになると、災害の中でも当然、感染症と避難という両立の問題は当然ありますし、一方、日常生活の中での被害も甚大であるというところで、今後に向けた議論の方向性だけでもまとめられると、少しすっきりするのかなと。あとは、先ほど永田委員がおっしゃっていた学校としてのバリアフリーとか、全体をちょっと読み直さないといけないんですが、整理していく必要はあるのかなと思ひます。

以上です。

- 高橋部会長 ありがとうございます。事務局のほうでも少し検討して、関係各所があると思ひますので、調整を図っていただければと思ひます。次回、また新たな枠組みになるかもしれませんが、意見書(案)について可能な限り反映させていただきたいと思ひます。ありがとうございました。

ほかはいかがでしょう。はい、どうぞ。岡村さん、お願いします。

○岡村委員 東京都立大の岡村と申します。よろしくお願いします。

2点ありまして、先ほど、多言語化とか外国人のお話が出ていましたが、それに少し関連します。19ページの情報バリアフリーに当てはまるかと思います。

今の推進計画でも、アクセシブル・ツーリズムとか、ユニバーサルな観光ということをやっていると思うんですが、その現状の評価であるとか分析が少し弱いかなと思って、このコロナの中であまり観光のことを考えづらいというものもあるのかもしれませんが、もう少しアクセシブル・ツーリズムに関しての取組を、現状のところでも触れていただくといいかなと。どこまで達成しているのかということを書いていただければと思います。それが1点目ですね。

2点目が、同じ、この19ページのところのICT関連なんですけど、MaaSの話も出てきていますが、今、5Gが導入されようとしていて、この西新宿や、私たちの大学がある南大沢でも先行的に導入されようとしていて、ちょっと私は都の別な5G関連の事業に関わらせていただいていると、そこで議論を見ていると、オフィスの環境であるとか、あるいは、VRを導入して、いろんな楽しいことができると、そういったことがいろいろと構想されているんですけど、その中にどれだけユニバーサルデザインの考えが及んでいるかなと。まだ、私も全てを把握しているわけではないので分からないんですけど、もっと新しい、5Gを導入したことによる自動運転とか、あるいは遠隔地での操作とか対応とか、そういったものの可能性もあると思いますので、どこまで今回の範囲で書けるかはちょっと分かりませんが、検討するというか、可能性を探っていくというような記述があってもいいのかなと思いました。

以上、2点です。

○高橋部会長 ありがとうございます。1点目は、アクセシブル・ツーリズムの分析、現状報告も少しあってもいいのではないかと。7ページに、宿泊施設のバリアフリー化の事業の実績がありますけども、産業労働局が、先ほどの多言語の問題も含めて観光バリアフリー化の事業をやっていますので、その実績も踏まえて、現状の認識と、それから残された課題は何かということも追加してほしいと。

二つ目は、情報バリアフリー化の問題で、5Gを使った進展の可能性、そういったことについても触れられないかというご意見です。少し検討していただけますでしょうか。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

○下田委員 東京都民生児童委員連合会の下田と申します。私は、まだ入ったばかりで、難しいことはよく分からないんですけど、自分の思ったことを申し上げたいと思います。

18ページの課題と方向性の二つ目の丸のところですけども、新型コロナウイルス感染症に関わる災害時の避難所についてです。避難所は公立の小学校、中学校を使うことが多いものですから、まだバリアフリーが完全にはできていないのが現状です。本来学校はバリアフリーであるべき場所だというご意見は、本当におっしゃるとおりだと思う

んですけども、まだまだそうはなっていないのが現状ですから、心のバリアフリーによってそれを補っていく必要があると考えております。

それから、災害時、さらにコロナも出てきましたので、3密を避けるために、自治体でも段ボールを使ったり、フェンスを作るとか、いろいろと頭を悩ませて、これからの課題になっているところがございます。そこに集まっていらっしゃる一般の人たちと、それから障害のある方、外国人のことが書いてありますが、ここの、「誰もが適切な支援を受けるためには、行政等が」というところで、行政等の中には、民生委員も避難行動要支援者名簿を預かっていますので、多分含まれているだろうと自覚を持っておりますが、そこで、私たちが、全部の障害者を把握しているのではないということをお伝えしておこうと思います。

行政では、障害者手帳を持っている人たちを全員名簿で把握しているようではけれども、私たち民生委員や町会の人たちの預かっている名簿の中には全員は入っていませんので、障害のある方たちを全員把握することはできておりません。ですから、誰もが適切な支援を受けるためには、行政等が全部把握するだけではなくて、皆様のほうからも情報の開示をしていただけるとよろしいと思います。私たちは守秘義務がありますから、障害者ご自身が安心して情報の開示をされるようお願いしたいと思っております。ここで一言、「情報の開示を促し」というような言葉を入れたらいかがかと思います。

以上でございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。今の情報開示のことについて、少し事務局と協議をさせていただければと思います。ありがとうございます。

それで、松井さん、よろしく願いいたします。

○松井委員 公募委員の松井でございます。全体的な読み物として、ちょっと感じたことだけお伝えさせていただきます。こちら全体的に「等」がとても多くて、それがすごく気になりました。

例えば、11ページの2のところですが、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等の改正、ここの4行に関しましても、全部で7個も等が書かれています。もちろん等が必要なところもたくさんあると思うのですが、等が本当に多くて、必要ないところもあるのではないかと思います。例えば、17ページの丸の二つ目でございます。「都は、高齢者や障害者等を含めた地域住民による」という箇所の等など、別になくてもよろしいのかなと思ったりするところもありますので、読みやすいように、等を抜いていただけるようお願いいたします。

以上でございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。これは事務局のほうで、もし発言がありましたらお願いします。

○大久保計画課長 すみません。正確性を第一にと思いますと、どうしても等をつけてしまうんですが、読みやすさというご指摘も頂きましたので、これはあくまでも委員の皆

様の意見書ということもございますので、できる限り対応いたします。ありがとうございます。

○松井委員 よろしく申し上げます。ありがとうございます。

○高橋部会長 外せない法律用語もありますし、これは意見書なので推進協議会が出す形にはなりますけども、実際にはそれを受け取る行政側がその意見書に基づいて政策を立案して企画をするという形になってきますので、そうすると、行政側にとっても逃げ場を作っておかなきゃいけないと、私たちはどうなっているのと言われたときに、等に入っているんだというような、こじつけではないんですけど、そういうことが実態としてあるような気がしますので、どうしても等が外せないということになるかもしれませんが、今のご発言について十分理解しているつもりです。ありがとうございました。

ほか、市橋委員、お願いいたします。

○市橋委員 市橋です。三つだけ言います。一つは、さっき川内さんが言われた、16ページのノンステップバスとかユニバーサルデザインタクシーの問題で言えば、やっぱりもっと技術開発をしていなければいけないと思うんですね。例えば、都営地下鉄の大江戸線で言えば、何年もホームと電車の段差をなくすと言っていたのが、解消される方向に向かったのは、僕は技術の問題だと思うので、やっぱりバスとか各種の技術開発にもっと力を入れるべきだということも書きながら、川内さんの言った、人的な問題もとしたほうがいいんじゃないかと。そういう意味で、課題と方向性の一番目の丸、これを読んでみると、早く言っちゃえば、無人化をなくすという一言で片付くんじゃないかなと僕は思うんですけど、何でこんなに長々と書かなきゃいけないんだと。技術的に進めていくけど、人的配慮も必要なんだというような書き方でいいんじゃないかなと思うので、そこら辺の工夫をお願いしたいと。僕が書くんだったら、無人化をなくすでいいと思っているんですけど、そうもいかないの。

それから、18ページですけど、僕は何回も言っているんですけど、災害問題は、ここでどれだけ書いたって、書き切れる問題じゃないんですね。それで、ましてコロナが加わって、総合的に、ハード面もソフト面も、あるいは行政的な制度面も含めて書かないといけないので、総合的な災害弱者対策みたいなのを東京都が考える必要があるということを提言として書いた上で、一つ一つ課題と方向性を書いていく必要があると。まず、そういう総合対策を考えるということを書き書いていただきたいなと思います。

○高橋部会長 ありがとうございます。1点目は無人化ということで、協議会には各事業者もいますので、その辺のバランスを取りながら進めていかなきゃいけないということがありますので、書き方については、少し調整が入るかもしれませんが、少しご了解いただかなければいけない部分が出てくるかもしれませんが、よろしく申し上げます。

それから、二つ目の災害弱者対策、先ほども少し関連した部分が、大部さんのほうからもご発言がありましたけども、福祉のまちづくりの観点から災害弱者対策の必要性について、総合的な視点も含めて書き込んだらどうだろうかということ。具体的には、

それぞれの担当部局で実行していただく形になるかと思えますけども、この辺についても、どこまで調整できるかどうかも含めまして、事務局とも相談したいと思えます。ありがとうございます。

川内委員、お願いします。

○川内委員 東洋大学の川内です。先ほどの下田委員のお話に関連して、ちょっと申し上げたいと思えます。18ページの下から二つ目の丸で書いてあることですが、前回の会議で私が発言したのは、避難所に避難していても、例えば聞こえない人とか見えない人にとっては、食事を配りますというような情報が行き渡らない。そのために、どうしてもそういうサービスから取り残されてしまうということがあって、避難所には大抵行政の職員が派遣されているはずだから、行政の職員がその避難所の中でどういう方がいらっしゃるかというのをきちんと把握して、サービスから漏れ落ちないようにするべきではないかということをお願いしたことに對して、これが書いてあるんだと理解しているんですね。

先ほどの下田さんがおっしゃった件は、例えば、学校なら学校に避難していきましようというときに、どういう人を地域でサポートしていくかというようなことを含めての情報開示だろうと思うのですが、ちょっとこの二つ目の丸だけではカバーしきれないと思うので、その辺は事務局のほうで調整してお書きいただければと思えます。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。それでは、永田さん、お願いいたします。

○永田委員 手をつなぐ育成会の永田でございます。最後の論点5の共生社会の実現に向けた心のバリアフリーのあり方についてですが、こういう会議でも私ども当事者団体や当事者も本当に大事にさせていただいて、都の条例などもそのように進めていただいているので、恐らく東京都としては、十分そこは含んでいらしてのこの記述だと思えますが、やはり、当事者とか当事者団体という言葉が、なかなか見えてきません。

例えば、論点でも、「区市町村や事業者とも連携して」とか、それから現状の最初の丸でも「区市町村や事業者等とともに」、それから、21ページの「子供の頃から…」というところも、「区市町村や教育部門とも連携して」ということで、やはり、私どもも理解、啓発にいろいろ関わってきている中で、こういうところにぜひ、当事者及び当事者団体も含めて記載していただけると、より広がりが出てくるのではないかと思えます。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。そのとおりに思えますので、この部分については、当事者、そしてその関係団体も一緒にやっているんだという、あるいはそれを推進している側ということもあるかと思えますので、ここをもう少し加筆させていただきたいと思えます。ご指摘ありがとうございます。

ほかに何かありますでしょうか。越智委員、お願いいたします。

○越智委員 東京都聴覚障害者連盟の越智です。二つほど意見がございます。一つが、これはちょっと出そうかどうか迷いましたが、ここに載せられるのかどうかも分かりませんが、私がいつも交通、特にＪＲなどの電車を使うときに困ることというのが、ドアが開まるタイミングなんですね。一応赤いランプがつくと閉まるんですけども、その時間がちょっと短過ぎて、１秒、２秒ですぐ閉まってしまいます。それに気がつかないということもございます。開いているときに行ったら間に合わないということもあるんですね。その辺りをどこに出していけばいいのか、ちょっと私も分からないでいます。国へ言えばいいのか、どこに言えばいいのか、それらも含めて、ちょっと検討していただければと思います。閉まる５秒ぐらい前にランプがついてくれば、余裕をもって入ることができるんですけども。

それから、二つ目が、１９ページになります。ＩＣＴの活用のところですけども、先ほども、総務省の助成で面白いアプリが開発されているというお話を差し上げました。その助成とは別に、民間が作っているアプリの中にも、いろいろ便利なものがございます。

前にも話したかもしれませんが、タクシーを呼ぶアプリがございます。私たちは電話ができませんので、タクシーを呼ぶことがやはり大変だったんですけども、アプリを使ってスムーズに呼ぶことができるようになりました。あと、問題として、呼んだ後、行き先を聞かれるときには、やはり相変わらず紙に書いたり、ちょっと通じなかったりということがございます。あらかじめ、アプリに打ち込んで呼ぶことができれば、スムーズに行くのかなというふうに思うんです。そのアプリは健常者を対象に作られたものです。また、翻訳のアプリもありますね。そういったものもそうなんですけれども、英語でしゃべったものが日本語の文字に翻訳されるというアプリがあります。日本語でしゃべっているものを日本語に変えるというアプリは、やはりないんです。というふうに、聞こえる人だけではなくて、アプリの開発の段階で、障害者がいるということも想定していただくということも必要ではないかと思います。言わば、アプリのユニバーサルデザインというんでしょうかね、そういったところも呼びかけていく必要があるのではないかと思います。その辺りを盛り込めるかどうかはちょっと分からないんですけども、検討いただければと思います。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。情報技術、ＩＣＴを活用するということも、その促進だけではなくて、これもこの専門部会、あるいは推進協議会のメインの課題でありますけども、当事者の参加なくしては、実際にはなかなか進まないのではないかと思いますので、その指摘も含めて、開発の有り様についてもどこかに触れられるのではないかと思います。それから、最初のドアの問題、これはＪＲだけではないと思いますけど、これについては、国ですと、鉄道局が主体になるのかもしれませんが、東京都の場合はどういうふうに行っているのか、交通局のほうで、少し情報収集

をしていただけますでしょうか。

場合によっては、越智委員にその情報提供もしていただきながら、かなり具体的なこととなりますので、意見書にどこまで書き込めるかどうかということは、ちょっとお任せいただきながら進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。よろしいでしょうか。

市橋委員、お願いたします。

- 市橋委員 先ほど永田委員が言われた、当事者というところで、ちょっと思い出したんですけど、先日、スウェーデンの人とウェブ会議をやったんです。そこでスウェーデンの人に、学校を休校にするなら、何で子供たちの意見を聞かなかったのかと言われたんです。はっと僕は思ったんですけど、子どもの権利条約を批准した国なら子供の意見を聞くのは当たり前じゃないかと怒られたわけです。

確かに、僕も障害者の権利条約に関しては、私たちのことは私たち抜きに決めないでと何回も何回も言ってきたんだけど、コロナで学校を休校にするのに、木曜日に、首相が月曜から学校を休校にしますよと言って、月曜から休校したのですが、考えれば、あり得ないことなんだと言われて、私もちょっと遅れてそう思いました。

何を言いたいかといえば、やっぱり、当事者の意見を尊重するということは、かなり僕らが神経質にならないと、実現していかないんだということを改めて感じたので、書き方はともかく、さっき永田委員が言ったみたいに、そういう社会にしていこうよという提言をしていただきたいなと思っております。

- 高橋部会長 また新たな問題が出てきましたけども、大学でも高校でも中学校でも、子供たちの意見を聞いて、あるいは学生当事者の意見を聞いているのかということになるかと思っておりますけども、スウェーデンでは実際には聞いているわけですか。

- 市橋委員 スウェーデンは、だから休校にしなかったの。

- 高橋部会長 聞けないから、聞いてもばらばらになるからとか。

- 市橋委員 聞けないからというか、休校してどれだけ困るかということは目に見えているわけで、だから、スウェーデン人は子供も大人もコロナにかかるか、かからないか、危ないところに行くか行かないかというのは、自分らの選択だというのが、最初の考え方なんです。考え方の違いなので、どっちがいいという議論はよくないと思っておりますが、ただ、捉え方の問題として、そういうことはあるということです。

- 高橋部会長 ありがとうございます。これ以上やるとモーニングショーになっちゃいますので、この辺りで止めておきたいと思っておりますが、ただ、権利条約に書かれていることは根本的な原則なので、それについてはしっかりと、もう一度、再確認をさせていただきながら、触れられる点、書き込める点については、書き込んでいきたいと思っておりますので、ありがとうございます。

時間もそろそろ来ましたのですが、意見については、これから1週間程度、また整理をしたり、意見をまとめていく時間があるかと思っておりますので、皆さんのほうから追加の

ご意見を事務局のほうにお寄せいただければと思います。後ほど、また事務局のほうからご説明いただければと思います。

それでは、ほぼ時間も予定どおりになってまいりました。意見書の案につきまして、今日もたくさんの意見を頂きましたが、やはり最初に申し上げましたように、意見がなければいい意見書は絶対にできませんので、そういう点では、この推進協委員を抜きに意見書を作ってはいけませんので、そういうことを踏まえながら、しっかりとまた事務局のほうにも相談させていただいて、事務局のほうでも配慮していただきながら進めていただければと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

それでは、議案のその他の件、スケジュール関係でしょうか。事務局のほうからご説明いただけますでしょうか。

○大久保計画課長 それでは、資料1-3について、今後のスケジュールについてご説明いたします。

第12期東京都福祉のまちづくり推進協議会及び専門部会は、残すところあと2回となつてございます。

次回、9月18日の第5回専門部会では、引き続き皆様から意見書案の検討をいただき、内容を固めてまいります。

10月下旬に開催予定の第4回推進協議会では、完成した意見書を会長から東京都にお渡しいただき、これをもって第12期推進協議会が終了となります。

では、続きまして、お手元にお配りいたしました御意見票と日程調整表をご説明いたします。

御意見票につきましては、部会長からもお話がありましておとり、追加のご意見等がありましたら、ぜひ事務局までお寄せください。後ほど事務局より皆様にデータもお送りしますので、ファクスかメール、ご都合のいいほうでご返送ください。恐縮ですが、次回の専門部会の開催まで時間が短いため、締切を来週9月2日（水曜日）とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

なお、本日ご記入いただいた場合は、席上にそのまま置いておいてくださいますようお願いいたします。

最後に、次回の第5回専門部会は、9月18日午前10時からの開催を予定しております。部長の挨拶で申し上げましたおとり、委員からオンラインでというようなご要望を頂いておりますので、実施方法については事務局で急ぎ検討して、皆様にお伝えしたいと思ひます。

最後に、部長の坂本から一言、皆様にご案内事項がありますので、よろしくお願ひします。

○坂本生活福祉部長 本日は、お忙しい中、ありがとうございました。残すところ数回となりましたけれども、引き続き皆様にご尽力いただきまして、よりよいものを形にして

いきたいと考えております。

それから、ちょっと事務的なお話でございますが、実際、今日もコロナというキーワードがかなり出ておりまして、私どもの体制も、福祉のまちづくり担当課長代理は、8月1日からコロナの担当部門に正式に異動になってしまいました。経過をお話ししますと、当初は時限の兼務だったんですけれども、日々のコロナの感染者数を出す担当をやっております、当初は急激に増えないという前提で、戻ってくる予定だったんですけれども、やはり200、300、400と感染者が増えてしまい、そちらのほうでどうしても手放せなくなってしまいまして、それで急遽8月1日から異動になっております。したがって、今、私どものほうは、課長代理の仕事も含めて、計画課長が代行しております、また、福祉のまちづくり担当課長も、備蓄の物資の担当も所管しているものですから、そちらも含めて、コロナのほうに専従という形になっております。

ここからがご説明なのですが、昨年度まで皆様に課長代理としてお世話になりました篠課長が、9月1日から特命の担当課長として戻ってまいりまして、次回以降は、再び皆様のお世話になることとなりますので、また改めて、次回にご案内及びご挨拶をさせていただきますが、引き続きよろしく願いいたします。

以上でございます。

- 高橋部会長 ありがとうございます。そうすると、大久保さんは、この短い期間で終わりという形なんですか。
- 坂本生活福祉部長 正確に言うと、大久保も庶務担当課長としての計画課長ですので、引き続き関わることとなります。皆様の窓口としては、今度課長として戻ってくる篠課長となりますので、2枚看板でやっていきたいと考えております。
- 高橋部会長 分かりました。大久保さん、急に臨時で対応していただきまして、ありがとうございます。お礼を申し上げたいと思います。

それでは、特に皆様方からご発言がないようでしたら、第4回の専門部会はこれで終了させていただきたいと思います。引き続き、次の専門部会が迫っておりますので、またご協力を、ひとつよろしく願いしたいと思います。追加の意見についても、できる限り数日中にまとめて発信していただければと思います。よろしく願いいたします。

これで終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

(午後4時57分 閉会)